



## 参考

<p>問9 業種別のガイドラインを遵守しているが、ステッカー等の配布がなく掲示していない。 協力を申請できるか。</p>	<p>業種別ガイドラインを遵守しており、その状況が確認できる資料の提出があれば、申請が可能です。 (内閣官房ホームページ <a href="https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf">https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf</a>)</p> <p>例1：「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」（以下認証制度）のステッカー等の掲示写真を提出できる場合。または、協力金の申請までに認証制度に申請中の場合は、申請の事実が確認できる場合。</p> <p>例2：食品衛生協会等の業界団体や市町が定めるガイドライン等を満たし、そのステッカー等の掲示写真を提出できる場合</p> <p>例3：GoToEatの対象店舗であることが分かる資料 (ステッカーの掲示状況と店舗名が分かる写真等)</p>
--	---